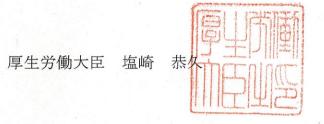
厚生労働省発職 0327 第 3 号 平成 27 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第一

雇用保険法施

行規則

 $\mathcal{O}$ 

部改正

雇用保険法施行規則の一 部を改正する省令案要綱 (案) 抄) 【年度当初施行分】

一 (略)

二 両立支援等助成金制度の改正

(<del>--</del>) 女性の活躍促進につい て事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、 当該数値目標を達成した場

合の加算を廃止するものとすること。

(\_\_) ポジティブ・アクション能力アップ助成金を廃止するものとすること。

三 (略)

第二

その他

この省令は、 平成二十七年四月一日から施行するものとすること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。